

# SSBJ基準の構成

2023年12月25日

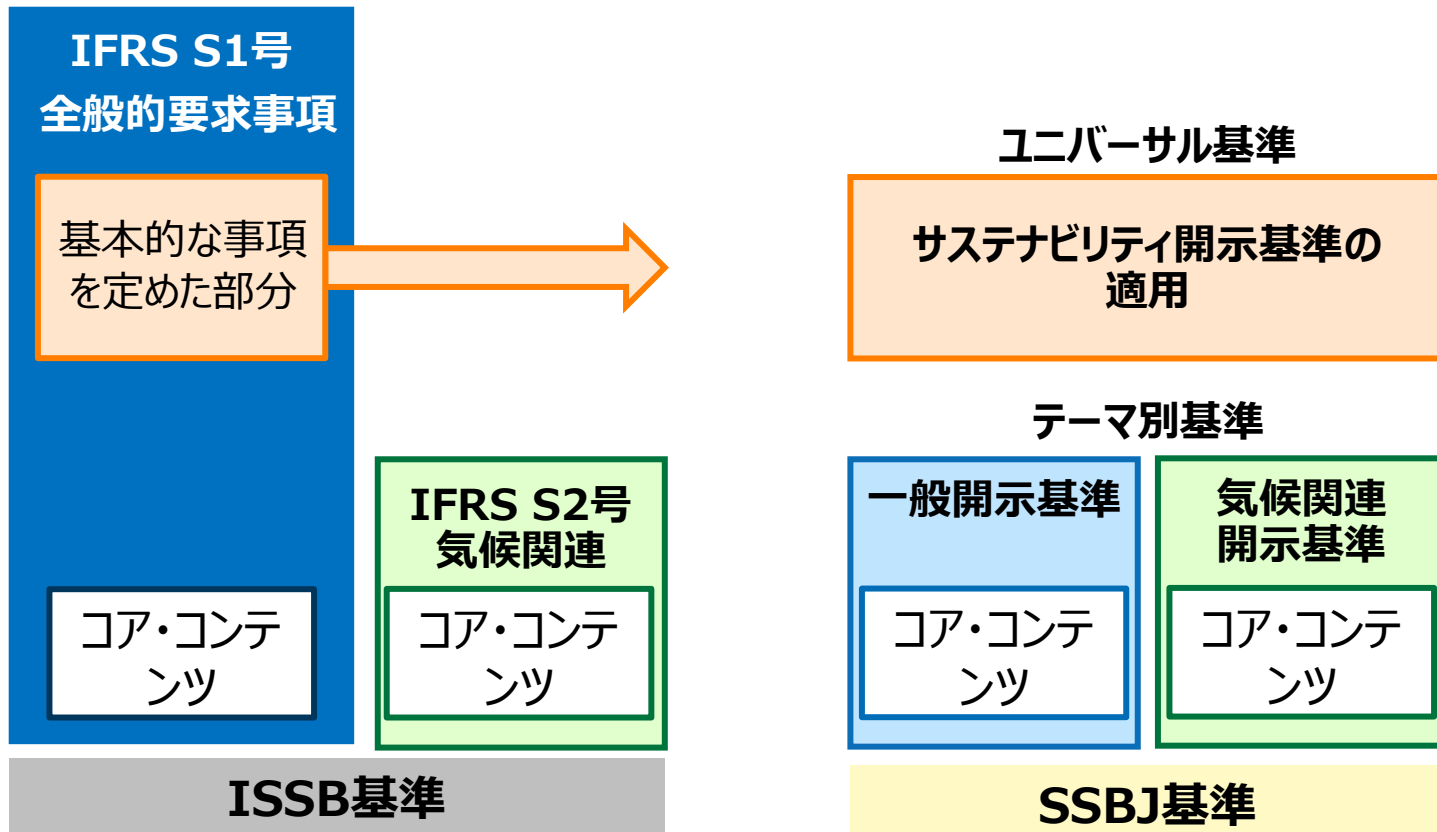
サステナビリティ基準委員会 事務局

- 本資料は、サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という。）の構成をご説明することを目的としている。

- 当委員会が公表するSSBJ基準の構成は、国際的な整合性を踏まえ、**4区分**としている。

	分類	概要						
1	<b>サステナビリティ開示ユニバーサル基準</b> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>サステナビリティ開示基準の適用</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>(未定)</td> </tr> </table>	(1)	サステナビリティ開示基準の適用	-	(未定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ開示基準の全体像について説明する基準(修正国際基準の中の「修正国際基準の適用」と同様)</li> <li>IFRS S1号の「コア・コンテンツ」に関する定め以外の定めを想定。なお、財務報告に関する概念フレームワークの財務情報の質的特性に相当する内容を含む可能性がある。</li> </ul>		
(1)	サステナビリティ開示基準の適用							
-	(未定)							
2	<b>サステナビリティ開示テーマ別基準</b> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>一般開示基準</td> <td>IFRS S1号のコア・コンテンツに関する定め</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>気候関連開示基準</td> <td>IFRS S2号に相当する定め</td> </tr> </table>	(1)	一般開示基準	IFRS S1号のコア・コンテンツに関する定め	(2)	気候関連開示基準	IFRS S2号に相当する定め	
(1)	一般開示基準	IFRS S1号のコア・コンテンツに関する定め						
(2)	気候関連開示基準	IFRS S2号に相当する定め						
3	<b>サステナビリティ開示産業別基準</b>	ISSB基準の産業別基準に相当するもの(当面はないものと想定)						
4	<b>サステナビリティ開示実務対応基準</b>	1から3のいずれにも該当しない日本独自の定め(当面はないものと想定)						

- 当委員会は、IFRS S1号の**基本的な事項を定めた部分**と、**コア・コンテンツを定めた部分**とを、わかりやすさの観点から、**別個の基準（ユニバーサル基準、テーマ別基準）**として開発することを検討している。



- 当委員会が国際的に整合性のあるサステナビリティ開示基準等の開発に取り組むにあたり、利害関係者のニーズ及びISSBの動向等を踏まえ、サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則（以下）に従い、**基準には含まれない参考となる文書**として、適宜、**補足文書**の開発を検討していく。

### サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則

#### 第12条

委員会は**適正手続を経て**サステナビリティ開示基準等の**補足文書を公表することができる**。サステナビリティ開示基準等の補足文書は**サステナビリティ開示基準等を追加又は変更するものではなく**、サステナビリティ開示基準等の適用にあたって**参考となる文書**である。委員会が公表するサステナビリティ開示基準等の補足文書は、**サステナビリティ開示基準等の一部であると誤解されないようにする**。

#### 第14条（第4項）

サステナビリティ開示基準等の補足文書の公表に関しては、委員会において審議した上で、了承を得る。委員会の議決及び公開草案の公表は必要としない。

#### 第19条（第1項）

また、サステナビリティ開示基準等の補足文書の開発にあたり、必要と認められる場合、広く一般からの意見を募集する。